

このたびは「児童ポルノ排除総合対策(案)」につきまして、意見提出の機会を設けて頂きましたことに、御礼申し上げます。

児童ポルノについては、その製造時に個々の児童への著しい性的虐待を伴うことや被害児童に対する脅迫の道具として利用され得るという問題があるほか、児童ポルノがインターネット上に一旦流通した場合には、これを回収することは極めて困難であり、性的虐待の現場を永久に残し、被害児童の心を傷つけ続けることとなるという問題や児童ポルノの流通によって児童を性欲の対象として捉える風潮を助長するという問題があると認識しております。

こうした問題の重大性に鑑み、当協会に於いても、ISPの自主的な児童ポルノ対策としてのブロッキング実施に向けた安心ネットづくり促進協議会児童ポルノ対策部会・児童ポルノ流通防止協議会に積極的に参画しているところです。

以下のとおり私どもの意見を述べさせていただきますので、お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

記

1 ブロッキングの導入に向けた環境整備について

ISPの行うブロッキングとは、平易に申しますと、利用者が何かしらのインターネットサイトを閲覧する際、利用者の閲覧したいサイト等の掲載場所(URL等をいう。以下同じ。)をあらかじめ用意されたアドレスリストと照合し、問題ないものは閲覧させるが、当該掲載場所がアドレスリストへ記載されている場合は閲覧させない(遮断する)ことです。

これは、一義的には国民のインターネットサイト閲覧に対して、ある特定の種類のサイトや文字・画像を見せないよう、ISPが制限を加えることを意味します。

この「制限を加える」ことが、法的課題整理を踏まえており、また例えば思想や言論を対象とするといった恣意的運用がなされない実施内容である旨を、日常生活や経済活動にインターネットを利用いただく国民の皆様に約束し、ご理解いただくことが必要であると考えております。

2 アドレスリストの透明性確保について

上述1のように、恣意的な運用は絶対あってはならないことです。このため、各々のISPが掲載場所個々に問題であるかどうかを判断しないよう、ブロッキングを行うにあたり必要となる掲載場所を一元的に管理・運用する訳ですが、当該掲載場所一覧を作成し管理するアドレスリスト作成管理団体につきましては、組織運営の中立性・透明性の確保が必要であると考えております。

※補足:ブロッキングの対象範囲について

ブロッキングは上述1のようにISPが利用者の通信に制限を加える点で、利用者の通信の秘密を侵害することとなるため、法的課題の整理が必要となります。この点、安心ネットづくり促進協議会児童ポルノ対策作業部会法的問題検討サブワーキングにおいて今年3月に報告書が取りまとめられ、児童ポルノに限定して「緊急避難(刑法 37 条)により認められる余地がある」とする中で、その1要件である補充性につき、「サーバやその管理者などにつき国内と接点がある場合には、通常は削除や検挙の容易性・実効性が認められるため、補充性が認められるためには、原則として、こうした手段を尽くしてもなお当該画像データが流通しているというような特段の事情が必要と考えられる」としています。

又、上述2の関係では、児童ポルノ流通防止協議会において「児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体運用ガイドライン」が策定され、アドレスリストの対象範囲が国内サイトの場合は、サイト管理者が削除要請に応じない場合や削除要請が(所在不明等で)困難な場合のほか、やむを得ない場合に専門委員会の事前承認を得たものに限定されております。

しかしながら、児童ポルノ排除総合対策(案)においては「サーバの国内外を問わず・・・ISPによる閲覧防止措置(ブロッキング)を講ずる必要がある」と、これ迄の議論を踏まえた報告書やガイドラインを超えると捉えられかねない記載があり、国民の皆様にご誤解を招きかねないと考えております。

【児童ポルノ排除総合対策(案)についての要望】

これ迄記して来た点を踏まえまして、以下のとおり要望致します。

- 1 p5 6 行目 「サーバーの国内外を問わず、」の削除をお願い致します。
- 2 p5 15 行目 「アドレスリスト作成管理団体がプロバイダー等に対し迅速にアドレスリストを提供できるよう、…環境整備を実施する。」とあるのは、「アドレスリスト作成管理団体がプロバイダー等に対し迅速にアドレスリストを提供できるようするとともに、アドレスリスト作成管理団体の組織運営の中立性・透明性を確保すべく、…環境整備を実施する。」へ修正お願い致します。
- 3 p5 23 行目 「インターネットの一般ユーザに対し、ブロッキングの重要性等について幅広く広報・啓発」とあるのは、「インターネットの一般ユーザに対し、ブロッキングの実施内容について幅広く広報・啓発」へ修正お願い致します。

以上